

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号

健康福祉部 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和 3 5 年法律 1 4 5 号		
手続名	配置従事者の身分証明書	根拠条項	第 3 3 条第 1 項		
審査基準	<p>1 県内に居住する者であること。</p>				
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課
				標準処理期間	5 日
				標準経由期間	日
					目次
					4 8